

# 重要事項説明書

(訪問看護ステーション南陽)

社会福祉法人華陽会が設置する訪問看護ステーション南陽（以下「事業所」という。）は、利用者に対して、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業（以下「サービス」という。）を提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい重要事項をご説明します。

## 1. 事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人華陽会
- (2) 所在地 〒455-0863 愛知県名古屋市港区新茶屋一丁目1701番地
- (3) TEL 052-303-0152
- (4) FAX 052-303-0167
- (5) 代表者 理事長 岩田竜司
- (6) 設立年月日 平成9年9月19日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所名 訪問看護ステーション南陽
- (2) 所在地 〒455-0863 愛知県名古屋市港区新茶屋一丁目1206番地の1
- (3) TEL 052-303-3322
- (4) FAX 052-303-3323
- (5) 管理者 岡田 しげみ
- (6) 事業所番号 2361190255 (令和6年4月1日指定)

## 3. ご利用事業所であわせて実施する事業（併設施設含む）

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		利用定数	名古屋市基準該当サービス
		指定年月日	指定番号		
施設	特別養護老人ホーム	平成12年04月01日	2371100153	80人	該当・非該当
居宅	通所介護	通常規模型	平成12年03月28日	2371100351	25人
		介護予防	平成18年04月01日		
	短期入所	併設事業	平成12年03月28日	2371100153	20人
		介護予防	平成18年04月01日		
		空床利用	平成13年06月18日		
	居宅介護 支援事業所	要介護者	平成17年11月01日	2371100930	151人
		介護予防	平成18年04月01日		
訪問介護	要介護者 介護予防	平成24年07月01日 (名古屋市長の事業者指)	2371101656	100人	該当・非該当

		定)				
地域密着型施設	居宅介護	平成 25 年 08 月 01 日 (名古屋市長の事業指定)	2311200576			
	重度訪問介護					
	同行援護	令和 03 年 05 月 01 日				
訪問看護	要介護者	令和 06 年 04 月 01 日	2361190255		該当・非該当	
	介護予防					
ケアハウス				45 人		
住宅型有料老人ホーム				23 人	該当・非該当	
地域密着型施設	小規模特別養護老人ホーム		平成 23 年 04 月 01 日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100084	29 人	
	介護付有料老人ホーム		平成 23 年 04 月 01 日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100076	29 人	
	看護小規模多機能型	要介護者	令和 06 年 04 月 01 日	2391100381	29 人	

#### 4. 運営方針

- (1) サービスの提供にあたって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- (3) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (4) サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明することに努め、サービスの終了に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行います。

#### 5. 事業の運営

- (1) サービスの提供にあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づき適切な訪問看護の提供を行います。
- (2) サービスの提供にあたっては、事業所の従事者によってのみ行うものとし、第三者

への委託は行わないものとします。

## 6. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日(ただし、国民の祝日及び12月31日～1月3日を除く)
- (2) 営業時間 9時00分から 18時00分
- (3) 緊急時訪問看護加算契約利用者に対して24時間体制にて、電話等により連絡可能な体制とします。
- (4) 利用者が利用料金の支払いを3ヶ月以上延滞し、督促後も14日以内に支払われない場合又は利用者が正当な事由がなく再三サービスの中止を繰り返した場合、ならびに利用者やその家族等が事業所の職員等に対して、本契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合は、文書で通知することにより契約を解約して終了することがあります。

## 7. 通常のサービスの実施地域

通常のサービスの実施地域は、名古屋市港区・中川区の一部（豊治・戸田・春田・明正・西前田・五反田・正色・西中島）とします。

## 8. 従事者の職種・員数及び職務の内容

- (1) 管理者：1名（常勤）  
従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、従事者に対し遵守すべき事項についての指揮・命令を行います。
- (2) 看護師：2.5名以上（常勤換算）  
事業所の利用申込に係る調整、主治医との連携・調整、利用者及びその家族からの相談に応じ、訪問看護計画及び報告書作成、関係機関との連絡調整等を行い、利用者及びその家族に説明を行います。また、指示書に基づき訪問看護を行います。

## 9. サービスの内容

- (1) 医師の指示による医療処置
  - ・主治医の指示に基づく医療処置
- (2) 病状の観察
  - ・病気や障害の状態を観察・助言
  - ・血圧、体温、脈拍などのチェック
- (3) リハビリテーション
  - ・運動機能、日常生活能力の維持・向上を目的としたリハビリテーション
- (4) 認知症の対応
  - ・認知症状に対するリハビリテーションを含めた対応・相談・援助
- (5) 医療機器の操作援助・管理
  - ・在宅酸素、人工呼吸器、留置カテーテル、マーケンチューブ、ストーマ等の管理

(6) 服薬指導

- ・服薬についての指導・相談

(7) 褥創の予防・処置

- ・褥創部の処置
- ・体位変換等の指導

(8) ターミナルケア

- ・痛みの指導
- ・療養環境の調整
- ・本人、家族の精神的支援

(9) 生活指導（相談・援助）

(10) 家族指導（相談・援助）

10. 利用料及びその他の費用の額

(1) サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている割合にて計算し支払っていただきます。（利用料別紙参照）

なお、医療保険の場合は、診療報酬の額によります。

※介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下のとおり

末期の悪性腫瘍・多発性硬化症・重症筋無力症・スモン・筋萎縮性側索硬化症・脊髄小脳変性症・ハンチントン病・進行性筋ジストロフィー症・パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）・多系統萎縮症（線条体黒質変性症・オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）・プリオൺ病・亜急性硬化性全脳炎・ライソゾーム病・副腎白質ジストロフィー・脊髄性筋萎縮症・球脊髄性筋萎縮症・慢性炎症性脱随性多発神経炎・後天性免疫不全症候群・頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

(2) その他の費用

- ・処置に要した備品に係る費用については、実費を徴収します。
- ・死後の処置料は20,000円とし、徴収します。
- ・通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり15円を徴収します。
- ・ご契約者の都合により、サービスの利用のキャンセルをする場合は、サービス実施日の前日の17時までにご連絡下さい。前日の17時までに連絡がない場合は次の通りキャンセル料を請求させていただきます。但し、ご契約者の病状変化・急な入院などやむを得ない事由がある場合は、キャンセル料を請求いたしません。

※（キャンセル料）

前日17時まで連絡があった場合…無料

前日 17 時以降若しくは、当日の申し出、連絡がない場合…2,000 円

- (3) 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付します。
- (4) 費用を変更する場合には、予め前項と同様に利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明したうえで、同意を得るものとします。

#### 11. 衛生管理及び従事者の健康管理等

- (1) 施設の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業所は従事者に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めます。
- (3) 事業所は従業者に対し、年1回以上の 健康診断を受診させるものとします。

#### 12. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者はサービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者と確認し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意して下さい。
- (2) 体調に異変があった場合は、速やかに申し出て下さい。
- (3) サービス提供のためにお客様の居宅において使用する水道、電気、ガス、電話等の費用はお客様の負担になります。
- (4) 訪問予定時間は、遅れることのないように注意しておりますが、公共交通機関の事故等、やむを得えない事情により前後する場合があります。その場合、必ず電話にてご連絡致します。

#### 13. 緊急時等における対応方法

- (1) サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 利用者に対してサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。

#### 14. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。
  - ① 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
  - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - ③ その他、虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 15. 苦情処理

(1) サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとします。

【常設窓口】 TEL : 052-303-3322 FAX : 052-303-3323

【受付時間】 9:00 ~ 18:00

【担当者】 管理者 岡田 しげみ

(2) 事業所は提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提出の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(3) 事業所は提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(4) 介護保険では、サービス等についての苦情を処理する仕組みが制度的に位置付けられておりサービス事業者・居宅介護支援事業者・市町村・国保連合会等の各主体が利用者からの苦情への対応を行っています。苦情・相談等がある場合には、下記の窓口にご連絡ください。

### 【苦情申立窓口】

- 名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター

TEL 052-910-7976 FAX 052-910-7977 (土・日・祝日・年末年始を除く)

9時から17時まで (12時から13時を除く)

- 愛知県国民健康保険団体連合会介護福祉室

TEL 052-971-4165 FAX 052-962-8870 (土・日・祝日・12月29日から1月3日を除く)

9時から17時まで (12時から13時を除く)

- 名古屋市の相談窓口

健康福祉局介護保険課居宅指導担当 TEL 052-959-3087

## 16. 個人情報の保護

(1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。

(2) 従事者が得た利用者の個人情報については、サービス担当者会議・事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

(3) 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

(4) 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。

17. 損害賠償 利用者に対してサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

18. サービスの利用の開始・中止・変更・追加等

(1) 訪問看護計画書作成と同時に契約を締結し、サービスの提供を開始します（居宅サービス計画書の作成を依頼されている場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい）。

(2) 利用者は、契約期間中であっても、サービスの利用を中止又は変更できます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出て下さい。

(3) 事業所の都合により、サービスが受けられなかった場合は、他の利用可能期間又は日時を利用者に改めて連絡します。

19. その他運営に関する留意事項

(1) 事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を、次の通り設けるものとし、また業務の執行体制についても検証・整備を行います。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 繼続研修 年6回

(2) 事業所は、以下のサービスに関する記録を整備し、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に準じて、その完結の日から2年間保存するものとします。

① 主治医による指示の文書（第69条 第2項）

② 訪問看護計画書

③ 訪問看護報告書

④ 提供した具体的なサービスの内容等の記録（第19条 第2項）

⑤ 市町村への通知に係る記録（第26条）

⑥ 苦情の内容等の記録（第36条 第2項）

⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（第37条 第2項）

(3) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人華陽会の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

## 附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

私は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業の提供の開始に際し、上記内容及重要事項の説明を行いました。

本書交付を証するため、本書を2部作成し、訪問看護ステーション南陽、ご利用者様（またはその代理人）は記名捺印の上、各一通保有します。

令 和 年 月 日

説明責任者氏名

(印)

### サービス事業者

当事業者は、指定通所（介護予防通所）介護事業者として甲の申込を受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任を持って行います。

所 在 地 〒455-0863 名古屋市港区新茶屋一丁目1206番地の1

名 称 社会福祉法人華陽会 訪問看護ステーション南陽

管理者 岡田 しげみ

T E L : 052-303-3322

F A X : 052-303-3323

所 在 地 〒455-0863 愛知県名古屋市港区新茶屋一丁目1701番地

名 称 社会福祉法人華陽会

代表者名 施設長 植田 真矢

T E L : 052-303-0152

F A X : 052-303-0167

私は、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業の提供の開始に際し、上記内容の重要な説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者住所 〒 -

利用者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

代理人住所 〒 -

代理人氏名 \_\_\_\_\_ (印)

利用者とのご関係 \_\_\_\_\_